

2023年4月28日

各位

愛媛銀行

「NISA 口座新規開設キャンペーン」について

当行（頭取 西川 義教）は、NISA（少額投資非課税制度）口座を新規開設されたお客さまを対象とした、「NISA 口座新規開設キャンペーン」を下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 実施期間

2023年5月1日（月）～2023年7月31日（月）

2. キャンペーン内容

期間中に当行でNISA 口座を新規開設した方、全員へ1,000円プレゼント

※2023年9月に、証券口座の振替口座に指定されている普通預金口座に入金いたします。

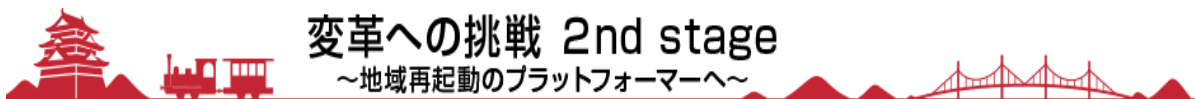
※キャンペーン期間中にNISA 口座を新規または他金融機関から当行に変更をお申込みし、2023年8月末までに口座開設を完了された方が対象となります。

※以下に該当する場合は対象外となります。

- ・当行で口座開設いただけなかった場合
- ・入金時点で当行普通預金入金制限がある場合
- ・入金時点でご指定の普通預金口座が解約となっている場合

詳しくはチラシをご覧ください。

以上



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

ご存知ですか？
2024年1月スタートの新NISA

ひめぎんで、はじめての

NISA 口座開設 キャンペーン

[キャンペーン期間]

2023年 5月1日(月)～2023年 7月31日(月)

期間中に当行でNISA口座を新規開設した方

全員に

1,000円プレゼント!

※2023年9月に証券口座の振替口座にご指定いただいた普通預金口座に入金いたします。
※キャンペーン期間中にNISA口座開設または他金融機関から当行に変更をお申込みし、2023年8月末までに口座開設を完了された方が対象となります。
※以下の場合は対象外となります。
・当行で口座開設いただけなかった場合 ・入金時点で当行普通預金に入金制限がある場合 ・入金時点でご指定の普通預金口座が解約となっている場合

口座開設に必要なもの

お届け印、マイナンバー、ご本人様確認書類（運転免許証、健康保険証など）、
「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」（当行にございます）
・NISA口座開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行なっていただきますようお願いいたします。
・具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

2024年1月から新NISAがスタート予定です。今NISA口座を開設いただくと、新NISAに自動移行されます。

 愛媛銀行

詳しくは、お近くの愛媛銀行またはホームページ、フリーダイヤルへお問い合わせください。
<https://www.himegin.co.jp/> (☎0120-22-0576 月～金(祝日除く)9:00～17:00)

(2023年5月1日現在)

2024年1月から

NISAが変わります！

(少額投資非課税制度)

主な改正のポイント

※2023年4月現在

① NISA制度の恒久化

現行は「一般NISA」が2023年まで、「つみたてNISA」が2042年までと利用できる期間が限定されていますが、2024年1月からNISAの口座開設可能期間が恒久化されるため、いつでも口座開設が可能になります。

② 非課税保有期間の無期限化

現行は「一般NISA」が5年間、「つみたてNISA」が20年間となっていますが、2024年1月からNISAの非課税保有期間が無期限化されます。

③ 年間投資枠の拡大

現行は「一般NISA」が120万円、「つみたてNISA」が40万円となっていますが、2024年1月からNISAの年間投資枠が合計360万円（うち成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円）に拡大します。また、成長投資枠とつみたて投資枠を同じ年に併用することが可能になります。

④ 生涯非課税限度額の設定

新しいNISA制度では、1人あたり1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）の非課税保有限度額が設定されます。この非課税保有限度額は薄価残高で管理するため、売却すれば、その分の枠を再利用することが可能になります。

※なお、生涯非課税限度額の再利用は売却の翌年から可能となります。

投資信託のお申込みに際しての一般的な留意事項

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主として国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずお読みください。

● 投資信託に係る費用について

投資信託をご購入される場合、お客さまがご負担される手数料が必要です。

■ 直接ご負担いただく費用

購入時手数料 | 上限3.85% (税抜3.50%)
換金時手数料 | 換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。
信託財産留保額 | 上限0.5%

■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用
(信託報酬) ※ | 上限年率2.585% (税抜2.35%)

※ 基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

● 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。

ご注意／上記に記載しているリスクや費用の項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行が販売するすべての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託のお申込の際は、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください、お客さまご自身でご判断ください。

【登録金融機関】

商号等：株式会社愛媛銀行 登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号
加入協会：日本証券業協会

愛媛銀行

詳しくは、お近くの愛媛銀行またはホームページ、フリーダイヤルへお問い合わせください。
<https://www.himegin.co.jp/> (☎ 0120-22-0576 月～金(祝日除く)9:00～17:00)

(2023年5月1日現在)